

平成25年度第2回我孫子市農業振興協議会 会議概要報告

1. 会議名称： 我孫子市農業振興協議会
2. 開催日時： 平成25年8月2日（金）午後1時30分から
3. 開催場所： 我孫子市役所 議事堂第1委員会室

出席委員 (12名)	高田委員、齋藤委員、須藤委員、染谷委員、成島委員、鈴木委員、 三宅委員、松岡委員、白澤委員、大炊委員、中野委員、大井委員
欠席委員 (3名)	森委員、秋田委員、小林委員
事務局 (9名)	徳本農政課長、増田農政課主幹、岩田農政課長補佐、中場主査長、 大井主査長、遠藤主査、甲田主査、隈主事、須田主事
オブザー バー	千葉県東葛飾農業事務所 阿部次長

4. 議 事

(1) 協議事項

- 協議第1号 (仮称) 手賀沼沿い農地活用補助金(素案)について
- 協議第2号 新規就農者補助金交付要綱(変更案)について
- 協議第3号 有機栽培等農家支援事業補助金(変更案)について

(2) その他

5. 公開・非公開： 公 開
6. 傍聴人及び発言者： 傍聴人 1名
7. 会議に配布した資料
 - ①会議次第
 - ②(仮称)手賀沼沿い農地活用補助金(素案)
 - ③我孫子市新規就農者補助金交付要綱(変更案)
 - ④有機栽培等農家支援事業補助金(変更案)
 - ⑤平成25年産米の放射性物質検査と出荷自粛について(お願い)

8. 会議の概要

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議事
- (4) その他
- (5) 閉会

開会前

○事務局（大井主査長） — 配布資料について確認 —

午後1時30分 開 会

○鈴木会長

ただいまから、平成25年度第2回我孫子市農業振興協議会を開会いたします。

皆さんには暑い中、ご苦勞様でございます。今日は午前中、我孫子の農地あるいは排水機場等の視察ということで、私は用事がございまして欠席させていただきましたけれども、11名の方が参加されたということで大変ご苦勞様でございます。農家の方はすでにそういう施設、青山排水機場、あるいは手賀排水機場、当然知っているわけですが、中を見ることはなかなかないと思います。そういう点では久しぶりに見た方も初めて見た方も、多いとは思いますが、大変な設備です。

手賀排水機場は、壊れたポンプの羽も県の事業で直したと聞いております。いずれにしても、排水機場があることによって、我々が安心して農作業ができるわけです。特にお米でございますけれども、秋を迎えて台風シーズンに入りますけれども、青山の遊水地の場合は以前何度も水が入って、心配はしますけれども、昼夜にわたってくみ出すという大きな排水機場があります。手賀排水機場に関して言えば、私は昭和21年生まれですが、生まれた年に水がきて、胸まで水につかって稲刈りをしたという話を聞いております。また、私は、手賀沼沿いに住んでいますが前の家は床上まで上がっていたという話を聞いております。先人たちが努力して手賀排水機場を立ち上げて作ってくれた。そういうおかげで我々安心して農作業に取り組んでいけるということです。

住民の方も農地をきれいにする設備が必要だ、そういう施設があることによって安心して農作業ができるということをご理解いただければありがたいということです。そういうことを含めまして、農振協議会の参考資料にして、また皆さんのご意見をお伺いしながら、協議を進めさせていただきたいと思っております。一つご協力をお願い申し上げながら、ごあいさつに代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせて頂きます。協議事項①の（仮称）手賀沼沿い農地活用補助金（素案）について事務局から説明をお願いします。

○事務局（大井主査長）

—（仮称）手賀沼沿い農地活用補助金（素案）について説明—

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○鈴木会長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○成島委員

景観作物の事業の補助金の期間では、期間が分けられて7万円と5万円で別にな

っていますが、それぞれ別々に補助金が出るということですか。

○事務局（大井主査長）

現在行っているものではひまわりと菜の花がありますが、夏場の時期はひまわりで1事業、1月から5月に開花する菜の花で1事業取り組まれています。1つのほ場で2事業まで補助を出すという制度で考えています。

○鈴木会長

ひまわりで何万、菜の花で何万ということですか。

○事務局（大井主査長）

ひまわりについては、夏場ですので、6月から12月の開花作物については、10アールあたり7万円で、菜の花については1月から5月ということで10アールあたり5万円というような形になっています。

○鈴木会長

須藤委員、お願いします。

○須藤委員

この前もちらっと言いましたが、これは手賀沼沿いのみを対象としている。どうして我孫子全体の農地にならないのか。この間説明は聞きましたが、手賀沼沿いは基盤整備ができていないところだから、少し補助を出すという考えはわかりますけれども、同じ農地なのだから、我孫子市内全体にまたがってほしい。

例えば北新田、土谷津、久寺家、柴崎、その辺にもまたがってもらえるといいと思います。なぜかというと、農業をやっていく、続けていくのは大変、でも農地を持っている。その農地を荒らさないためにも、こういう補助金があれば、景観作物等で対応できるんじゃないかと思う。それをカットしてしまうと、もっと荒れた農地が出てきてしまうのではないか。老夫婦が農地を持っているとすると、農地を持っているならば、きれいにしなさいよということになる。農業委員会でもそういう話が出るが、年を取っている人からするときつい。こういう制度をつけてもいいのではないかと私は思います。

○事務局（徳本課長）

改めて考え方を説明させていただきます。農業振興基本条例を平成24年に制定しまして、我孫子市全域で農業をしっかりと振興していかなければならないということで、我孫子市の農業振興の基本的な考え方を明確にしました。これは、市全域にわたって農業振興を図ることが大前提です。その中で、手賀沼沿いの農地については、市の基本構想・基本計画に沿う中でも特別に重要な位置付けを持っていて、特に自然環境や景観等をベースにして、保全活用に対して特段の施策を投入していくという位置づけをしています。手賀沼沿い農用地に関する保全活用条例という条例まで整備をして、特段の位置付けをしています。さらに、先般策定した手賀沼沿い農地活用計画にも明記をしています。それに沿った特段の支援策を投入するというので、このメニューが作られています。

北新田、我湖、布湖、干拓地等々も、農業振興基本条例を基にしっかりと農業振

興を図っていく考え方は変わりません。ほ場整備や用排水整備などが行われているところで投入すべき支援策というのは、その生産活動をしっかり支えるための支援策になると考えていまして、それはこれまで同様、継続して用排水施設の整備ですとか、土地改良関係でかかる経費について市が負担していくことを取り組んでいかないといけないと思っています。さらに農地の貸し借り等に対する支援ですとか、そうしたものも特段の力を投入して、取り組んでいく必要があると思っています。

柴崎でいえば、集落営農という、比較的若手の方々が中心となって支えていこうという動きがありますけれども、そうした取り組みを支援したいと考えています。我湖、布湖やその他についても、認定農業者をはじめ、担い手と言われる農家の方が多数生まれていますので、そうした方々を中心にこれからの農業をしっかりと支えてもらう仕組みを作る。そうした区分けを明確にすることで、投入する施策も変わっていくと思いますので、それをぜひご理解いただければとありがたいと思います。

○鈴木会長

須藤委員、さらにありますか。

○須藤委員

押し問答で終わってしまうんですが、生産基盤がきちんとしている北新田、それは水田の場合を考えてのことです。畑の場合、その部分については受け皿となるようなものが今のところない。行政の方では農地を借りる人を探したりしてくれますけれども、畑を維持していくのに大変な人もいます。そういう人もこれによって助けられるのではと思って言わせていただきました。

○事務局（徳本課長）

畑は特に台地部の畑が懸案になっていると思っています。集落に介在する畑等でただ耕運しているだけの農地が増えているというのも事実です。そういう所は、頑張ってもらっしゃる農家の方に集積しようと思っても、なかなかそれが実現できないというのが実態です。手間がかかるし、畑もまとまっているわけではなく、点在してそこが遊休化されていくという現状がありますから、それをどうするのか我々も農業委員会もテーマとして研究していかなければいけないことではありますが、それに対する特段の施策について、現状では考えられていません。

市民農園、農家開設型のふれあい体験農園、そうしたものをサポートしていきましようという取り組みを進めていまして、これは、あちらこちらで事例が生まれています。新規就農で入られる方への貸し借りあっせんや、他の土地活用もあるんでしょうけれども、いろんな工夫をしながら、施策を考えなければいけないと思います。我々だけでなく、この場でも皆さんからご提案を頂きたいと思います。

○鈴木会長

三宅委員、お願いします。

○三宅委員

耕運整備費の2つ目、多年草とありますが、今どんな花を想定されていますか。

○事務局（大井主査長）

現在想定しているものについてはシバザクラを想定しています。その他にも農業者の方からこういったものはどうか、と出た時に1年草ではなく多年草の場合にどうするかということも当然出てくるかと思いますので、ここで多年草という形で明記させていただきました。

○事務局（徳本課長）

補足説明ですが、いまご説明している補助事業は、素案ということで（仮称）とされていますけれども、これから要綱としてまとめる作業をしていきます。定義づけや要件を整備しながら、全体を構成していきたいと思います。基本的に、「考え方」としてご意見をいただきたいと思います。

○鈴木会長

高野山、岡発戸新田、根戸新田を見てきましたが、厳しい条件下のもとで、特に根戸新田はやっています。須藤委員からは、他の地区もいいたろうという話がありましたけれども、これは、根戸新田を中心とした地区について支援をしていく仕組みでの補助事業かと思います。今、シバザクラという話が出ましたけれども、いろいろなものを咲かせてもらいたいという趣旨だろうと思っています。

他に意見やご質問等はありませんか。

「なし」という声あり。

○鈴木会長

それでは、協議事項の1点目（仮称）手賀沼沿い農地活用補助金（素案）については、質疑を打ち切ります。

2点目の新規就農者補助金交付要綱（変更案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（甲田主査）

—新規就農者補助金交付要綱（変更案）について説明—

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○三宅委員

1ページ目の第4条の2行目で、補助期間は3年ですか、それとも5年ですか。

○事務局（甲田主査）

下線部が引いていない箇所につきましては、旧条文となりますので、5年となります。

○鈴木会長

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員

年齢制限はないのでしょうか。

○事務局（甲田主査）

現状で年齢を設けている項目はありません。

○鈴木会長

齋藤委員、さらにありますか。

○齋藤委員

45歳を過ぎると額が少なくなるとかそういった点はないのですか。

○事務局（甲田主査）

45歳未満といいますのは、国が行っております、青年就農者確保育成給付金の関係かと思えます。ここでは要件が45歳となっております。ただ、新規就農にあたっての年齢要件については、国の要綱にもありません。

○鈴木会長

白澤委員、お願いします。

○白澤委員

別表の農業用施設の補助金額が、従来は20万円だったのが50万円。購入資金が100万円ぐらい高くなるということですが、購入資金が高くなったから、少し増やしたのでしょうか。根拠を教えてください。

○事務局（甲田主査）

これまでの事例を実際にみてきて、就農する時にかかる費用は100万円以上、多い人ですと300万円近く経費をかけている方もいました。その中で、今なお所得が安定していないのが実状です。新規就農で入られた方を今後も支えていくとともに、農業に意欲ある方をさらに積極的に確保し、育成していきたいと考えています。なお、この補助事業について、新規就農者の皆さんから意見をお聴きしましたところ、1円でも多くいただければうれしいという率直な声でした。

そうした中で、今回50万円の補助という拡充策を考えました。

○鈴木会長

県農業事務所の阿部次長、お願いいたします。

○オブザーバー（東葛飾農業事務所長 阿部次長）

新しく就農される方の中で、どうしてもいろんな販売経路を考えていかなければいけないと思います。あえてこちらに宣伝広告費という形でいれられましたが、その背景として、例えばパソコン等は備品として認められているかどうか、考え方を教えてください。

○事務局（甲田主査）

簿記の導入などは必要だと思いますので、備品購入としては対象としてみれるのではないかと思います。遊びで購入するパソコンとなるとこれはだめなんですけど、あくまでも農業経営に関するものの購入ということであれば対象としてみることは可能だと思います。

○事務局（徳本課長）

補足説明ですけれども、担当では、農業事務所の普及員と一緒に、経営の状況をフォロー、追跡して支援していくことに取り組んでいます。

そのフォローの中で、施設や設備、パソコンもそうでしょうし、ハウスや管理機にしても、導入したものが、それが有効に使われているかどうかは並行して見ながら支援していく形になると思います。そこで無駄な使われ方はないでしょうけれども、考え方としては、しっかりと農業経営に役立つような活用の仕方をしてもらう。そのための支援をしていきますよ、という考え方を貫いていきたいと思います。

○鈴木会長

大炊委員、お願いします。

○大炊委員

新規就農の方の手続き上の問題なんですけれども、5年間の間に毎年申請を出しても毎年度で限度は50万円ですか。

○事務局（甲田主査）

年度ごとではなく、5年間トータルで50万円になります。

○鈴木会長

須藤委員、お願いします。

○須藤委員

例えば、私が我孫子市の新規就農者に登録しますと言ったら、どういう段階を踏むのでしょうか。

○事務局（甲田主査）

基本的な例でお話します。

まず、その方が農業をやっていく技術があるのかどうか、準備ができているかどうか、窓口相談で伺います。まだ技術が無い場合は、研修に入ってもらいます。県も市も勧めているんですが、基本は千葉県農業大学校に入ってもらい、そこで2年間研修を受けてもらいます。

その後我孫子市で就農したいということになりますと、我孫子市で人脈、技術をつけるにしても周りに知り合いがいませんので、どのような作物をやりたいのか聞いて、例えばトマトでしたら、トマトを中心に栽培している農家を何軒かリストアップして実地研修の受け入れ交渉をさせていただきます。直近でいいますと、トマトをやりたいという方でしたので、認定農業者の鈴木順一さんをお願いをしました。鈴木さんの所には、いろいろな農家の方がいらっしゃいますので、そこで人間関係も構築されていきます。人間関係ができてくると農地の貸し借りの情報も入ってきますので、市が所有者との調整に動きます。

その間に、新規就農予定者の方には就農計画書を作成していただきます。計画の作成については、農業事務所・農政課でサポートします。

県の制度の就農認定をとるかどうかに違ってきますが、就農認定をとらない場合は、農業委員会の総会にかけて農地を借りる手続きをします。農地法3条で借りるか、農業経営基盤強化法で借りるか手続きも違ってきますが、農業委員会の総会には、就農計画書をあわせて提出することになります。農地を借りる手続きがすみましたら、初めて我孫子市において就農という形になります。その後、補助

事業の対象となります。

○鈴木会長

三宅委員、お願いします。

○三宅委員

今、第2条の補助対象者(1)の要件について説明されたと思うんですが、(2)の「前号に掲げる者のほか市長が特に必要があると認める者」という条項がありますが、これは具体的にはどういう事例が想定されるのでしょうか。

○事務局(徳本課長)

簡単な例で言うと、我孫子市にまだ住んでいないけれども、近々我孫子市に住んで、我孫子市で農業を始めようとする計画がある方です。こういう方もこの補助対象としていいだろうということです。例えば(1)ではアで本市に住所を有する者と規定していますが、その他市長が特に必要と認める者として該当させることになります。

就農計画が認められた就農予定者というのもそれ相応の就農技術が身についていると判断されれば認めるだとか、そうしたことを個別に判断をしていくことになると思います。

その際には中身を見極めるために、我々だけでなく、農業事務所の普及課にもアドバイスを頂きたいと思っています。

○鈴木会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

国の補助の中では5年間やって、やらなかったらペナルティがありましたよね。市の独自の補助金制度ではそういうことは考えていないのですか。

○事務局(徳本課長)

ペナルティまでは現時点では考えていません。補助金の額が、国みたいな大きな額ではないというのがあります。支援をしていく上で、やはりやる気があることが前提になります。就農後、いろいろな事情も出てくるかもしれないし、それは交付の決定をする時に見極めなければならぬと思いますが、悪質なものであったら別ですけれども、基本的には自分でも負担していかなければならないということが前提となる取組みですから、現時点では、そこまでは考えないこととしています。

○鈴木会長

高田委員、さらにありますか。

○高田委員

私の近くにも新規の方が何人かいます。よくやっているなという方もいれば、今の夏の時期の農作業のやり方がおぼつかないなという方もいます。作物を作る以前の問題が生じている方もいますので、普及所、農政課はアドバイスをした方がよいと思います。同じ支援制度でも、そういう点に人的補助をしたら新規就農者は成功するんじゃないかと思います。

○事務局（徳本課長）

24年度末には、それぞれの新規就農者の方々とは、担当と普及の方と一緒に面接をして、経営の到達点等について評価を行いました。順調な方もいますし、それぞれレベルが違います。それぞれに合ったアドバイスの仕方をしていかなければならないと思います。どの辺をテコ入れしたらいいのか、工夫しながら支援をしていくように考えたいと思っています。

農家さんだったら大きなトラクターを持っていて、すぐに耕運してしまえば、農地も管理がしやすいと思いますが、それがまだできない新規就農の方は、雑草との格闘で苦勞されています。

除草剤をまいてしまえばいいということにはならないし、その辺は援農ボランティアさんも入ってくれている場合もあります。いろいろな所とどう連携をとるか、また、新旧農家さん何を求めているのか、うまく綿密に接触をしながら、担当ともサポートするようにしていきます。

○鈴木会長

他に意見やご質問等はありませんか。

「なし」という声あり。

○鈴木会長

それでは、協議事項の2点目新規就農者補助金交付要綱（変更案）については、質疑を打ち切ります。

3点目の有機栽培等農家支援事業補助金（変更案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中場主査長）

一有機栽培等農家支援事業補助金（変更案）について説明一

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○鈴木会長

1アール当たりという説明でしたが、私は、お米では10アールだろうと思っていました。要するに野菜の場合もあり得るため、1アール単位で細かくしたということでしょうか。

○事務局（中場主査長）

その通りです。実際にお米では1アールというのは無いと思いますが、野菜の方は1アール又はそれ以下での「ちばエコ申請」もありと思われまますので、それを念頭に1アール単位ということにしました。

○鈴木会長

今、実際に「ちばエコ」の方は24年度実績で何名いますか。

○事務局（中場主査長）

お米の方で「ちばエコ」を取得した方は19名、1人あたり平均の面積は173アールです。野菜の方は、計画の申請者の方は16名いましたが、申請しても実績報告を出さないと認証までされない仕組みの中で、実際に取得した方は2名という

状況でした。

○鈴木会長

ずいぶん少ないように感じます。「ちばエコ」はできるような気がします。

○事務局（中場主査長）

野菜の場合は、栽培のサイクルも短く、申請の手続きが煩雑だという方もいます。

○鈴木会長

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員

我々も野菜を作って生活しています。夏場はそれなりに農薬を使用しますが、冬作の場合は農薬を使用しない作物はいっぱいあるんですよ。そのような観点から、夏場は使っているからというような引っ込み思案な農家さんはかなりいると思います。自分もそうです。その点は農政課ではどのように思われていますか。

○鈴木会長

今言われたように、農薬を3回使うところを2回に減らそうという努力は皆さんやっているところだと思います。その点についてどうですか、ということです。事務局お願いします。

○事務局（徳本課長）

ちばエコ認証の基準は同じ品目であっても作型によって違います。例えば夏に使う農薬の基準が8成分でも、冬では5成分までとか。例えば、ほうれんそうなどは、冬は農薬が使わない方が多いですから、実際に基準をクリアするからすぐ作ってやりますよ、夏はちょっと苦しいとかあるかもしれませんが、自分でそれぞれ基準を見ながら、この辺で抑えられるなど思ったらそれを形にしてくれれば良いと思います。

それが中々面倒くさい。最初の計画認定はもらったけど、その後の実績までは出さなかったから、最後の認証まで辿りつけなかったということが間々あるわけです。

仕組みの問題もあるかもしれませんが、最後の認証の手続きは、あれこれと仕事をやっていけばタイミングを逸してしまって、出さないでそのまま収穫を迎えてしまうということがあるようです。市としては、「そろそろ収穫期です。実績報告を出して最後まで認証受けてください。」また、「その手続きもお手伝いしますよ。」と、丁寧にサポートする仕組みを作っていくながら、ちばエコに取り組む方を増やしていこうと思っています。

収穫期前に放っておくのではなく、最後の手続きもしっかりカバーしながら、実績として「ちばエコ」に取り組まれることになる。そして補助事業の適用になるようにしたいと思います。「ちばエコ」の申請は、先般、7月10日締めがありましたけれども、10月の締め、1月の締め、4月の締めとありますから、その期ごとにしっかりと対応していきたいと思います。

○鈴木会長

成島委員、お願いします。

○成島委員

自分も「ちばエコ」をとっています。実際は「ちばエコ」をとってお米を生産しても売り先が少ない。だからJAさんでも力を入れてもらい、買い上げてもらうと、おそらく生産者もそれなりに増えると思います。米が余ってくる時代ですから、どこかで付加価値をつければ良いのではないかと思います。他の市町村でも行っているし、だんだん米が余ってきて、付加価値がついていないと売れないと思います。

○鈴木会長

君津の方でラジコン防除で大きい事故を起こして、亡くなった方もいると聞いています。我孫子市ではラジコン防除を行っていないので、それを逆に言えば前面に打ち出していかなければいけないと考えています。周りの市では行っていますが、我孫子市では行わないということですから、そのままではしょうがないと思っています。

○齋藤委員

ある農家は、黒酢か何かで農薬を使わずに米を作って、付加価値がつけば高く売れるという話です。

○鈴木会長

松岡委員、お願いします。

○松岡委員

今、無農薬米とか有機栽培米について、いろいろお話が出ましたが、消費者の立場といたしましては、我孫子市の無農薬の作物を食べたいという方はたくさんいらっしゃると思います。というのは、宣伝が行き届いていないのではないかとこのことで、消費者の方にエコ農産物がたくさんありますよということが知られていないのではないかと感じております。

私たちの周りの人たちでも、早くエコ農産物を食べたいとか、野菜を食べたいとか、声はいっぱい聞いているんですが、実際直売所で販売しているということも、多くは宣伝されていないのではないかと思います。農家さんがたくさん作っていただいているのを私たちは知らないわけですから、もっと広く広報していただきたいと思っています。

○鈴木会長

大炊委員、お願いします。

○大炊委員

お米の特別栽培米に関しては、ちばエコで取り組んでいらっしゃる方はたくさんいらっしゃると思いますが、厳密な無農薬米については、我孫子市内ではいらっしゃらないと思います。

「あびこん」の方で販売されているお米はみんな、「ちばエコ」を取得していると思いますが、そのような宣伝が不足しているとは思っていますので、今後力をいれていきたいと思っています。

また別の質問なんですけれども、補助金対象経費の欄で何項目かありますけれど

も、1項目ずつ、それぞれ補助金がもらえるということでしょうか。1カ所もらったら、他のところもらえないということではなくて、項目に該当していれば、重なっていても、もらえるということですか。

○事務局（中場主査長）

その通りです。例えば、生産に要する費用の方では、ちばエコで10アール野菜を作った場合には8,000円の補助になりますし、それとは別に農薬を使わなくても済む目の細かい虫を防除するネットを買いましたというときにはそちらの方でも、2分の1の額で10万円を限度として補助になりますので、ネット設備の方でも、生産管理の方でも、両方補助できるという考えです。

○鈴木会長

大炊委員、さらにありますか。

○大炊委員

その時に購入する前に見積書等が必要で購入する前にあくまで相談してからじゃないと補助金が下りないという話を聞いたんですけれども。

○事務局（中場主査長）

その通りです。生産に要する費用の方では、これはちばエコ認証の面積に連動していますので、ちばエコの認証を受ければ補助金を受けられるという流れになりますが、その以外の機材等の購入となりますと、見積もりをとっていただき、事前にご相談いただければと思います。

○鈴木会長

白澤委員、お願いします。

○白澤委員

第3条の(4)で、生産された農産物の一部を市内で販売することが削除になっているんですが、地産地消の立場で地元農産物をなぜ削除してしまったのか、意味があれば教えて下さい。

○事務局（中場主査長）

この補助金の目的というのは、環境にやさしい農業を推進するということですので、販売先を市内に限定する要件は削除することにしました。

地産地消のことを考えますと、それこそ市内にたくさん出してほしいとは思いますが、農家の方には、JAさんに卸している方、ネットで販売する方、また、市外の市場等に卸している方、など、いろいろいらっしゃるということがありますので、多くの農家に普及したいという趣旨から、市内販売の要件を削除いたしました。

○事務局（徳本課長）

今回、この補助金要綱を改正しようとする趣旨の大きなところは、3月に策定したエコ農業推進基本計画の取り組みを広く農家の方々に普及をしていきたいということです。普及するにあたり、市内販売が要件にあると、普及しようという時にその取り組みを狭めてしまうことになりますよね。お米でいうと直売所や自分の軒先で販売している農家もいれば、JAに出荷する農家もいる、茨城のお米の取引業

者に全部売ってしまう農家もいるわけです。直売等でない人はダメだということではなくて、売り先が市内ではない方でも、我孫子市で環境保全型農業を取り組んで貢献していく方は支援の対象にしていきますよということを明確にしたい。それが趣旨です。

○鈴木会長

三宅委員、お願いします。

○三宅委員

2 ページの附則の一番最後で、「この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。」とありますが、平成26年度からやろうという特別な事情はあるのですか。

○事務局（徳本課長）

この書き口はまた工夫するかもしれません。平成26年度予算にこれから反映させていこうと思っているところです。平成25年度予算では100万円とっていますが、現在の補助金交付要綱を運用していきます。このあと、市が設けている補助金検討委員会という審査会にかけまして、民間の方が中心となって審査が行われます。そこで適当な補助制度だと認めてもらえれば、秋に平成26年度予算編成時期を迎えますから、予算要求を行い、それが採択されて3月議会で予算が通れば、新たな考え方を基に、平成26年度から運用していきましようと考えています。

○鈴木会長

白澤委員、お願いします。

○白澤委員

平成26年度予算はどれくらいを見込まれていますか。

○事務局（中場主査長）

来年度は200万円程度を考えております。内訳としては、24年度のちばエコ認証をとった方の数字を基にしていますけれども、米の方は20人、一人あたり200アールでそれに単価400円をかけまして160万円。野菜、果樹、その他作物については20人、面積は一人あたり20アールそこに単価800円をかけまして32万円。トータルして192万円なんですけど、それ以外に研修代、資材の購入等を含めて200万円程度を考えております。

○事務局（徳本課長）

気持ちとしては、もっと増えて、うれしい悲鳴を上げたいと思っています。補助金検討委員会にかけると言いましたが、採択されて予算編成をしようとする時に、農家の方を対象に意向調査をかけようと思っています。意向調査をして、そういう制度を設けるのであれば、やってみたいだとか、来年度、何か買おうかだとか、そうした意向が上がってくれば、それを集約させていただいて、予算編成にあたらうと思っています。今ご説明した数字も、動く余地はあると思っています。ただければと考えております。

○鈴木会長

今年度は100万円で、前年度を基準にして倍額の200万円にするということは大変だと思いますが、実際のところどうでしょう。

○事務局（徳本課長）

人数把握をさせていただくというのは、予算編成をしていく上で重要な裏付けになると考えています。我孫子市は、農業振興基本条例を作ってからしっかりと農業に取り組みますと、条例で明記したわけですし、先般3月にはエコ農業推進基本計画を作ってからそれを推進していきましようかと打ち上げたわけですから、それを推進していかうという時には頑張れる農家を応援していく仕組みを作っていかなければならないと考えています。

その応援していく仕組みを作ろうという時に、我々がただ「このくらいかな」ということではなく、このように取り組みが広がる見込みだということを示して、予算要求をしていきたいと思っています。

○鈴木会長

ぜひ期待しておりますので、秋には頑張っていたいただきたいと思います。

○事務局（徳本課長）

周りの農家の皆さんにも呼びかけていただいて、取り組みを広げてもらえればありがたいと思います。また、販路が非常に重要だということをご指摘の通りだと思っ
ていまして、例えば、広報で特集を組んで、我孫子の農家の皆さんはちばエコの申請のこれだけ取組んでいますよ、これだけ市場に出回りますよ、あびこんや他の直売所で売られていますと、そういうことをしっかり紹介・PRをしていきたい
と思います。消費者団体の方にも働きかけて、有機JASの認証はとっていないけれど
も、ちばエコで努力している農家の皆さんがいますので、こうしたものを消費者の
皆さんには積極的に買い支える運動に力を貸していただきたいとアピールしてい
きたいと思っています。

○事務局（中場主査長）

前回の協議会で、大炊委員から、例えば野菜を1アール作った場合でも補助の対象になるんですかという質問に対して、私は対象になると言いつつ、補助金の端数の関係で1アールだと800円で面積では対象になるけれども、金額では補助の対象になりませんとお答えしました。ただ、800円の単価というのは半端かなとも思われました。それで、改めて検討しまして、端数の関係からも単位を1アールあたり800円ではなく1000円にすると、1アール単位から事業を展開しやすくなるのではとも考えるのですが、そうした考えはいかがでしょうか。

それに伴えば、水稲の方も1アールあたりも500円、それに連動してJAS規格の方も水稲1アールあたり1,000円でその他野菜、農作物の方を1アールあたり2,000円という風に整合性をとる必要があるかとは思いますが。

○鈴木会長

大炊委員、お願いします。

○大炊委員

増やしていただける分には、結構なことで、普及にもつながることだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○事務局（徳本課長）

他の自治体で同じような事例があるか、ネットでも見てみましたが、1アールあたり500円だとか1,000円とかで制度を作っているところもありましたので、そういうところも参考にできるか検討してみたいと思っています。このような金額設定にすると広がりそうか、見極めもしまして、補助金検討委員会に出したいと思っています。また、先ほどお話ししましたように、ちばエコ申請等の手続きもしっかりサポートするよということとセットで仕組みを考えたいと思います。

○鈴木会長

大炊委員、さらにありますか。

○大炊委員

多くの農家が取り組みやすいような仕組みをお願いします。

内容に直接関係がある訳ではないのですが、先般、東葛地区の市町村の農業関係者の方の集まりがありまして、その時に、あびこんが取り組んでいる栽培履歴を使っての販売に対して、非常に皆さん興味を示されました。直売所があちこちある中で、他と差別化をしていくためには、どう思っていますかという質問を受けました。うちの方の例としましては、栽培履歴をオープン当初から始めていまして、今年度はちばエコを目標にしてやっていますということをお話しました。栽培履歴の審査方法についても、皆さん、興味を持ってらっしゃるようで、いろいろ聞かれたんですけども、これはやった方がいいのではないかと、思いを新たにしました。農業者の方に対してもそうですし、消費者の方に対してもこういったものをどんどんアピールしていく必要があると思います。特に消費者の方には、あびこんの取り組みというものをもっと前面に打ち出していく必要があると思いますので、よろしくご支援お願いいたします。

○鈴木会長

その点については、お米の場合、農協の出荷の場合には全部栽培履歴をつけなさいよと指導していて、もう当然になってきてはいるかなと思っています。あと野菜ですね。習慣になるとそんなに難しいことではないと思います。その辺もまた検討して広めていきたいと思っています。

他に意見やご質問等はありませんか。

「なし」という声あり。

○鈴木会長

それでは、協議事項の3点目有機栽培等農家支援事業補助金（変更案）については、質疑を打ち切ります。

続いて、（2）その他で平成25年産米の放射性物質検査と出荷自粛について事務局から説明をお願いします。

○事務局（中場主査長）

それでは、本日お配りしました平成25年産米の放射性物質検査と出荷自粛についてご説明いたします。こちらともう1枚添付しておりますこの2枚につきましては、来週の初めに農家さんに通知を出す予定のものです。

25年産米については、8月下旬に県で放射性物質検査を行いまして、その結果、基準値の100ベクレル以下であった場合には、販売等を行ってもよいということになりますので、その結果が出るまでは出荷、販売、譲渡、贈答等はしないでくださいという内容です。検査の結果、大丈夫だということであれば、直ちにその結果の通知を出したいと思えます。

○鈴木会長

我々農協もそういう会議に出させていただきます。東葛ふたば管内では柏市管内で1カ所、我孫子市管内で1カ所、計2ヶ所で検査されます。

おおかた大丈夫だろうと言われておりますけれども、あくまでも検査の結果でございますので、なるべくすみやかに通知を出せるようにいたします。事務方も一つご協力いただけるようお願いいたします。

他にありませんか。

—なしの声あり—

○鈴木会長

無いです。我孫子市審議会等の会議の公開に関する規定第7条により傍聴人の方からの発言の機会を設けておりますので、発言の希望がありましたら挙手をお願いいたします。3分以内でお願いします。

○傍聴人

今日の議題の中身についてですが、私が思っていることは委員の方からすべて意見が出ましたので、聞いているところなるほどな、そうだよなと聞かせていただきました。

農業全般で特に私が気になったのは須藤委員が言われた、あの件ですね。特に長い間農地を維持、管理している方たちの悩み、これは現実的に事務局の方も本当に真剣に考えていただきたいなと思えます。手賀沼沿いの援助とは同じようにはいかならないと思えますけれども、同じような援助をしていただければなと私からお願いしたいと思えます。

農業行政全般についての意見を言わせていただきたいんですけども、我孫子市の基本構想の中でも言われていますが、産業の中で農業というのは農業の生産性を上げるということを謳っていますけれども、2次産業みたいにものを多く作る生産性とは少し違うんのではないかと思います。確かに農業の機械化によってある程度一定の生産性を上げたけれども、インプット、アウトプットという関係で費用対効果を見ると本当にそうなのかなと疑問に思えます。ただ、今、市の行政が行っている地産地消、それからあびこん、かしわで等、販路を拡大していることはすごくいいことだと思います。私は、もともと農業は生産性より安全性の向上の方が大事だと思います。豊かな自然を確保する等、大きな役割がある訳ですから、何とか安定

した状態を保っていくことが一番大事だと思います。今の地産地消、それから販路の確保、拡大そういったものをしていけば、自然と安定につながっていくんじゃないかと思います。何とか事務局を始め、既存の組織から言いますと、J A、土地改良区がありますけれども、特にJ Aの方には皆さんが期待していますので、販路面、特に重点を置いて皆さんが作っている野菜を始め、米の販路を拡大する形に持っていければいいんじゃないかなと思います。

話は違いますが、流山市がすごく人口が増えている。裏に何かあるか皆さんにまた調べていただきたいですが、そういったことには背景があるということをお伝えしておきます。以上です。

○鈴木会長

貴重なご意見ありがとうございました。

ただ今、農協のお話ありがとうございました。直売所は直接経営はしておりません。しかしながら、道の駅、かしわでは組合員の方が大勢参加しております。タカヨシ等いろいろのところにも納めている。分析しますと、市場と直売所これが大体半々でございまして。直売所は直接我々関与しておりませんが、いいものを作らないと売れない。また、個人競争になりますけれども、あとは市場出荷、これは我々が進めている共撰です。データで言うと共撰は1割以上高いです。そのためには品物がある一定量確保して各市場にこの期間はこれだけ出しますとはっきりとしたものを出さないと、高く売れないということが現実でございまして。

新しい拠点を目指しておりますけれども、ぜひそこに集中させていきたい。少しずつやらせていただきたいと思います。

○鈴木会長

他にありませんか。

—なしの声あり—

以上をもちまして平成25年度第2回我孫子市農業振興協議会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後3時2分 散会